

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年4月1日

黒部市長 堀内 康 男

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
富山地方鉄道浦山駅に隣接するトイレの清掃（月に8回）
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年4月1日
- (2) 提出先
教育委員会事務局学校教育課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年4月2日

黒部市長 堀内 康男

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
期日前投票所立会人事務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
黒部市役所 6日間×2人=12人
黒部市立中央公民館 6日間×2人=12人
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年4月9日から平成30年4月14日

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年4月6日
- (2) 提出先
総務企画部総務課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年4月12日

黒部市長 堀内 康男

1 随意契約する事項

(1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量

黒部川・高橋川・仁助川・黒瀬川・吉田川・大谷ダム・布施川ダム周辺維持管理
業務委託

(2) 役務の内容又は調達物品の規格等

河川やダム周辺の草刈、樹木の剪定、芝生管理、薬剤管理、清掃

(3) 役務の提供を受ける期間

平成30年4月から平成31年3月22日

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年4月26日

(2) 提出先

都市建設部建設課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年6月14日

黒部市長 大野久芳

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
生地特定公共賃貸住宅緑地剪定作業委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
剪定、廃材処理
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年6月15日から平成30年7月15日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年6月15日
- (2) 提出先
都市建設部 都市政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年6月22日

黒部市長 大野久芳

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
浦山市営住宅緑地剪定作業委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
剪定、廃材処理
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年6月25日から平成30年6月26日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年6月25日
- (2) 提出先
都市建設部 都市政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年6月14日

黒部市長 大野久芳

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
中新市営住宅緑地剪定作業委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
剪定、廃材処理
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年6月15日から平成30年6月21日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年6月15日
- (2) 提出先
都市建設部 都市政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年6月17日

黒部市長 大野久芳

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
掘切市営住宅緑地剪定作業委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
剪定、廃材処理
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年6月18日から平成30年6月21日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年6月18日
- (2) 提出先
都市建設部 都市政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、公益社団法人黒部市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成30年6月22日

黒部市長 大野久芳

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
ハイムけいやⅠⅡ緑地剪定作業委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
剪定、廃材処理
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成30年6月25日から平成30年6月27日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成30年6月25日
- (2) 提出先
都市建設部 都市政策課